

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぽ〜と



第 56 号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

秋も深まり、朝夕はめっきり冷え込むようになりました。また北のほうでは冬の便りも聞かれるころとなりましたが、皆様にはお変わりなくご健勝の事とお喜び申し上げます。

平素は南丹市商工会事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先月より 8 回シリーズでサービス部会主催のもと開催をさせていただきました「簿記講習会」について、資格取得を目指して、また現状の再確認の方など会員の方、一般の方を含めて多くの皆様参加のもと和やかなうちに開催できました事を心よりお礼申し上げます。税務申告の基本と捉えていただき今後も定期的開催をさせていただきますのでご参加のほどよろしくお願いいたします。またエクセル応用編を中心とした「パソコン講習会」は案内後まもなく予定していた定員が埋まり、こちらも人気の講座となりました。SNSなどを始めとしたネットはできるが、より事務的に使いたい方が多くいらっしゃるのことがわかり、今後も続けていきたい講習会の一つと考えていますのでご案内の折にはご参加をよろしくお願いいたします。また新規創業、第二創業、事業承継の相談をはじめ、経営上の問題など幅広く対応させていただきますので、巡回時や窓口でお声掛けをいただき是非とも南丹市商工会をご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

京都府内の経済情勢は緩やかに回復しつつあると言われていています。雇用情勢は改善しているとのことですが、消費額は 5 か月連続で前年比を下回っているとのこと。車の新車登録台数はハイブリッドを中心に引き続き好調ですが、軽自動車は前年を下回り全体としては前年を下回っており、インバウンド消費についても客単価の低下傾向が見られます。やはり海外景気や円高進行に左右され、回復基調と言われていますが、地域は足踏み状態が続いているようです。商業部会を中心に歳末に向けてスクラッチカードくじ事業を計画いたしました。少しでも売り上げに貢献できればと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のご案内



小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されます（補助上限額50万円）。

- (注1) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。
- (注2) 補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円が補助されます。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助される金額は、補助上限額である50万円となります。
- (注3) 以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。
- ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者
 - ②雇用を増加させる取り組み
 - ③買い物弱者対策の取り組み
 - ④海外展開の取り組み
- (注4) 原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

【補助対象事業】

補助対象となる事業は、次の（1）から（3）に掲げる要件をいずれも満たす事業であること。

(1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業であること。

〈補助対象となり得る取組事例のイメージ〉

- ・販促用チラシの作成、配布 販売促進品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・新商品・新サービスの開発 商談会、見本市への出展（海外を含む）
- ・新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ※今回は50万円の上限が撤廃されました
- ・移動販売・出張販売（買い物弱者対策向けのものを含む）
- ・マーケティング調査・製品品質検査 など

(2) 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

- ・ 商工会の経営支援員等から助言・アドバイスを受けながら事業を実施します。

(3) 以下に該当する事業ではないこと。

- ・ すでに国（独立行政法人を含む）等の補助金、助成金を受けている事業。
- ・ 取り組みが1年以内に売上げに繋がらない事業。
- ・ 射幸心をそそるおそれのある事業や、「風俗営業等に関する法律」に規定する風俗営業。

【補助率】

補助対象経費の2/3以内（最大50万円の補助）

※「従業員賃金を引き上げる取り組み」「雇用を増加させる取り組み」「買い物弱者対策の取り組み」「海外展開（海外展示会等）の取り組み」については最大100万円の補助

※複数の小規模事業者による共同実施の場合は最大50万円×小規模事業者数（最高500万円）

【補助対象経費】

(1) 補助対象となる経費は、以下の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 公募要領に記載されている対象経費
- ② 目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ③ 交付決定日以降に発注、購入、契約したもの。（展示会等の出展申込を除く）
- ④ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

● 経費内容

- ① 機械装置等費用
- ② 広報費
- ③ 展示会等出展費用
- ④ 旅費
- ⑤ 開発費
- ⑥ 資料購入費
- ⑦ 雑役務費
- ⑧ 借料
- ⑨ 専門家謝金
- ⑩ 専門家旅費
- ⑪ 車両購入費（買い物弱者対策のみ）
- ⑫ 委託費
- ⑬ 外注費

◇ 本補助金の目的である「販路開拓」に加えて「業務効率化（生産性向上）」の取り組みも補助対象事業となります。（副次的な事業なので、取り組みは任意です）

- ・ 「サービス提供等プロセスの改善」「IT利活用」の2つに分類されます。

【募集期間】

○ 受付開始 平成28年11月4日（金）

* 申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます *

○ 受付締切 平成29年1月27日（金）

<送付のみ、締切日当日消印有効>

☆ 詳細については、商工会までお問い合わせください。

※ 商工会において支援計画書を作成するため、余裕をもってお早目にご相談下さい。

平成29・30年度南丹市競争入札参加資格審査申請の受付について



南丹市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等に係る競争入札(または見積もりによる調達)の、入札参加資格審査申請書の定期受付が、下記の通り行われます。

1. 申請の受付期間 平成28年11月1日(火)～同年11月30日(水)まで
(午前9時～正午・午後1時～5時、土・日・祝日を除く)
※郵送の場合は、平成28年11月30日(水)の消印有効
2. 提出書類 南丹市ホームページ (<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>)
「事業者の方へ」の「入札・契約情報」から入手して下さい。
3. 提出方法 持参または郵送にて提出してください。
4. 提出先 南丹市役所 総務部監理課
5. 有効期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日まで(2年間)
※ただし、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務については、
平成29年4月1日～平成30年3月31日まで(1年間)
6. 注 意 測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務については、平成28・29年度の定期受付が平成27年11月に終了しており、今回はその申請漏れ等を対象としています。したがって、既に申請済みの場合もしくは変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。

◆お問い合わせ先 総務部監理課 ☎ 0771-68-0086 Fax 0771-62-3122
Eメール kanri@city.nantan.kyoto.jp

平成29・30年度京都府建設工事指名競争入札 参加資格審査申請の定期受付について



京都府(警察本部、教育庁、関係公社等を含む)が発注する建設工事の指名競争入札参加資格審査申請の定期受付が、11月1日(火)から実施されます。京都府が実施する建設工事一般競争入札に参加しようとする事業所は、審査申請を行ってください。また、平成28年度京都府建設工事指名競争入札参加資格を有する方については、インターネットによる電子申請が可能となっています。

* 受付期間・受付場所及び時間（南丹土木事務所関係）

		受付期間及び受付場所	受付時間
建設工事の請負 （土木工事並びに 建築及び設備その 他工事）	窓 口 申 請	○平成 28 年 11 月 1 日（火）から 平成 28 年 11 月 30 日（水）まで （土・日・祝日を除く）	午前 9:30～11:30 午後 1:15～ 4:00
		<臨時窓口> ○園部総合庁舎 1 階第 1 会議室 平成 28 年 11 月 4 日（金）、11 日（金） 18 日（金）、25 日（金）	
		○園部総合庁舎 2 階保健所講堂 平成 28 年 11 月 2 日（水）、7 日（月） 9 日（水）	
		○園部総合庁舎 3 階 南丹土木事務所 総務契約室 受付期間中、上記<臨時窓口>を 開設しない日	
	<亀岡総合庁舎臨時窓口> ○亀岡総合庁舎 3 階第 6 会議室 平成 28 年 11 月 10 日（木）、24 日（木）	午前 9:30～11:30 午後 1:15～ 4:00	
電子 申請	平成 28 年 11 月 1 日（火）から 平成 28 年 11 月 11 日（金）まで	11 月 1 日（火）午前 9:00 ～11 月 11 日（金）午後 4:00 まで（期間中 24 時間受付）	

☆詳細については、京都府ホームページ（<http://pref.kyoto.jp/>）
『産業・しごと>入札情報>入札参加資格』及び、南丹土木事務所
ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/nantan/do-kikaku/index.html>）
に掲載されています。

【一日公庫のご案内】

日本政策金融公庫 西陣支店では、下記の日程で融資相談会を開催します。
必要な方は、ぜひこの機会にご相談ください。また、新規創業支援、教育ローンのご相談も受け付けております。お気軽にご連絡ください。

1. 日時 平成 28 年 11 月 24 日（木） 南丹市商工会 日吉支所 10:00～12:00
11 月 24 日（木） " 美山支所 13:30～15:30

11月25日(金) 南丹市商工会 八木本所 10:00~12:00
11月25日(金) " 園部支所 13:30~15:30

2. 予約制 当日お待たせしないように時間調整をさせていただきます。
南丹市商工会本所または各支所まで、ご連絡願います。

3. 必要書類 2カ年分の税務申告書、決算書類、源泉徴収票（新規開業者）、
印鑑、預金通帳、各金融機関の借入れ明細書、固定資産名寄
台帳または不動産権利書等をご持参ください。

「新あらきようWeb(限定無料)」出店者募集について



京都府商工会連合会では、平成25年度に開設した「あらきようWeb」サイトにより、府内商工会地域の観光や製品の魅力を発信してきました。

この度、売上増加につなぐ仕組み（集客機能、決済機能）を新たに付加した「新あらきようWeb」サイトに変更いたします。

「新あらきようWeb」は、“ニッポンセレクト.com”と連携させて検索機能を追加する等、魅力あるWebサイトとなっております。

変更にあたり、事業所の商品・販売力の向上を目的に、新規登録者を募集します。

1. 出店料 無 料（平成29年3月末まで）
※平成29年4月以降 500円/月

2. 新たな機能（売上増加につなぐ仕組み）

(1) 集客機能

- ・おすすめスポット情報を掲載し随時更新によりページ誘導率を向上
- ・Facebookと連動した情報拡散

(2) 決済機能

- ・ニッポンセレクト.com等通販サイトと連動し決済機能を追加

3. その他

情報発信における登録手続きも簡単で、従来にない使い勝手のよいホームページとなっております。

☆詳細については、商工会までお問い合わせください。

「微笑みスクラッチカード」イベントについて



南丹市商工会商業部会では、例年恒例の年末事業として、スクラッチカードイベントを下記の要領で実施します。

- ◎期 間 平成28年12月 5日（月）～12月25日（日）
- ◎使用期限 平成29年 1月15日（日）
- ◎内 容 現金お買上げ500円毎に微笑みスクラッチくじ1枚進呈。
「あたり」ができれば500円のお買い物券として、イベント参加店にて使用できます。

* 詳しくは、12月4日の新聞折込みチラシにより周知します。

～工業・建設部会主催～

合同視察見学会のご案内



工業・建設部会合同によります視察見学会を実施します。お繰り合わせご参加くださいますようお願い致します。

- ◎日 時 平成28年11月28日（月） 7:00 美山出発予定
美山支所⇒日吉駅⇒園部大橋⇒八木バス停の順でバスが参ります。
帰りは、美山支所⇒日吉駅⇒園部大橋⇒八木バス停 20:00 予定

◎視察先 滋賀県長浜市方面

- ◎参加料 2,000円（昼食・バス代等含む）
※1事業所1人とさせていただきます。

* お申込み 別添の「合同視察見学会実施のご案内」に必要事項をご記入いただき、11月22日（火）までに商工会事務所まで直接お申し込みください。

平成 29 年春頃より

すべての事業者に個人情報保護法が適用されます！



個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものです。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

（例：従業員 A の氏名、住所、連絡先、家族構成、資格取得等を企業が管理していれば、それらは全て従業員 A の個人情報となります。）

現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が 5000 人以下の企業）も、法改正により平成 29 年春頃からは個人情報保護法の対象となります。

～個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト～

1 個人情報を取得する時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか？

2 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？

3 個人情報を保管する時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか？

4 個人情報を他人に渡す時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？ ※委託の場合は除きます。

5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか？

★個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。



源泉所得税の年末調整説明会



平成 28 年度分の年末調整のしかた、法定調書の作成方法等についての説明会を開催いたします。なお、説明会では、年末調整における前年からの変更点をはじめ、平成 28 年度税制改正事項、社会保障・税番号制度のうち源泉所得税及び法定調書に係る事項についてもご説明いたします。

- ◎日 時 11月25日(金) 14:00～
- ◎場 所 南丹市国際交流会館 地階コスモホール
- ◎主 催 園部税務署 公益社団法人園部納税協会

申告書・申請書などにはマイナンバーの記載が必要です!!



税務関係書類（申告書・申請書など）に、マイナンバーを記載し提出することとなります。

●マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成 28 年分以降の申告書	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 16 日～3 月 15 日まで
贈与税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 1 日～3 月 15 日まで
消費税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 3 月 31 日まで
相続税	平成 28 年 1 月 1 日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成 28 年 1 月 1 日に相続があったことを知った場合) 平成 28 年 11 月 1 日まで
法定調書 ※ 1	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例)平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、平成 28 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 平成 29 年 1 月 31 日まで

※ 1 法定調書の対象となる金銭の支払いを受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります。

税務署では、なりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》


例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の **社会保障番号（マイナンバー）** をクリック
申告書等にマイナンバーの記載が必要です。 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

「金融監督庁」をかたるポップアップメッセージに注意!!

金融監督庁
金融犯罪の予防するためにダイレクトのセキュリティの強化を行っています。
インターネットバンキングをご利用していますか？
インターネットバンキングをご利用しているお客様には下記内容をご参照ください。
【最新のセキュリティの対策をお知らせします。】
・最も安全なインターネットバンキングのご利用が大切です。
・ご利用している銀行を確かめてセキュリティ強化を進めましょう。

真在する銀行名

銀行名をクリックすると偽の銀行サイトへ誘導

※ 画像は、トレンドマイクロ株式会社から引用

インターネット利用者のモニターに「金融監督庁※」をかたるポップアップメッセージを表示させ、偽の銀行サイトに誘導して、IDやパスワードなど、インターネットバンキングの認証情報を盗む、新手法の事案が発生しています。認証情報を盗まれると、インターネットバンキングの不正送金被害などにあうおそれがあります。

※ 「金融監督庁」は、「金融庁」の前身の一つであり、現在は存在しません。

～対 策～

- ◎ セキュリティの強化などを訴えるポップアップメッセージが表示されても、安易に銀行名などをクリックしない。
- ◎ 不審に思った時は、銀行に直接確認するか、IT 相談窓口にご相談しましょう。

★お困りのときは、下記にご相談ください。

京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク (Ksisnet)
IT 相談窓口 (公益財団法人京都産業21 お客様相談室)
相談内容：情報セキュリティ対策、情報漏えい・流出事案等
※毎週月曜日～金曜日の9:00～17:00 (祝日を除く)
TEL 075-315-8660 メールアドレス okyaku@ki21.jp
公益財団法人京都産業21 お客様相談室 (〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内)

【京都府最低賃金のお知らせ】

京都府最低賃金（地域別最低賃金）を平成28年10月2日から24円引き上げて831円に改正されています。

	現 行	改正金額	適用対象
京都府 最低賃金 (時間額)	807 円	831 円	京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（アルバイト・パートタイマー等を含む）を使用することはできません。

※除外賃金 最低賃金には次の賃金は参入されません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外・休日及び深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都府労働局労働基準部賃金室（電話 075-241-3215）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

業務改善助成金の拡充のご案内



業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

（*平成28年度第二次補正予算等に基づく措置により制度が拡充されます）

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10（※1） （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4（※1））	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	（※1）生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

＜ご留意いただきたい事項＞

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改訂後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引き上げを行う必要があります。

○詳細についてのお問合せは…

京都府最低賃金総合相談支援センター

TEL 0120-420-825

京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階

京都府中小企業団体中央会内

人手不足でお困りではございませんか？

南丹市障害者就労支援ネットワーク様が障害者就労支援と共に各事業所のお手伝い
が出来ればと様々な取組をされています。(下請け・内職・各事業所への派遣・派遣
先の見学会など) 障害者就労に関心がある事業所様は下記へお問い合わせ下さい。

連絡先：南丹市障害者就労支援ネットワーク会議 事務局

(京都太陽の園 吉田・谷口)

電話 0771-62-2838 FAX 0771-62-3168

青年部だより

南丹サンサン祭りを開催しました！



10月2日(日)南丹市役所来場者駐車場をお借りして「南丹サンサン祭 2016」を
開催しました。三輪車レースとしては旧日吉町商工会青年部時代から数えて25回目
という記念すべき大会となりました。

当日は心配していた天候にも恵まれ、メインイベントの4時間耐久三輪車レースで
は36組がエントリーし、熱い戦いが繰り広げられました。

また、会場ではうまいもん市をはじめ、小学生ジェイボードレース、ふわふわ巨大
バルーンを開催したほか、地元ダンススクールのステージ発表に会場も大変盛り上が
り、楽しいひとときを過ごしていただきました。

【自動車事故費用共済】



万が一の人身事故。自動車保険に入っているから安心と思いませんか？

人身事故で加害者となった場合には、お見舞い費用や香典料など、多額の自己負担

が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての保障は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。もしものとき、あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車共済です。

- ① 万一の自動車事故の場合、すべての共済金を契約者（あなた）にお支払いします。
- ② 自動車保険とは関係なく、確認次第すみやかにお支払いします。
- ③ もしも加害者になってしまった場合、香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示す御見舞などの出費にお役立ていただけます。
- ④ 共済掛金は運転者の年齢等に関係なく、車種別に設定しています。
- ⑤ 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理できます。

◆補償内容 ※共済金は1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

主 契 約	負 傷 者 が	
	契約者側の場合	相手側の場合 (契約者側にも過失がある場合)
死亡共済金 事故の日から 180 日以内に死亡されたとき（1事故につき）	300万円	契約者の経済的負担を補うため 合計300万円までの実費を支給 そのうち死亡臨時費用共済金30万円 は一時金として支給
後遺障害共済金 (障害級別による)	12~300万円	12~300万円 算定された金額を限度として 実費を支給
入通院共済金 365日分または300万円が 限度	<一人あたり> 入院日額4,500円 通院日額2,250円 1日につき合計18,000円 が限度	左記の日額により 合計300万円までの実費を支給 そのうち入通院臨時費用共済金 3万円は一時金として支給 (3日以上入院または通院で、 1事故につき)

特 約	支払共済金
車両事故 共済金特約	30,000円 事故・盗難・自然災害（地震・噴火・津波を除く） などにより、契約車両に3万円以上の被害が生じた とき。（1共済期間内に1回が限度）

◆共済掛金

【主契約】車 種	ナンバー	共済掛金（年額）
① 自家用乗用自動車	3・5・7	9,000円
② 自家用軽乗用自動車	50・51・580	4,500円

③ 自家用普通貨物自動車 (2t 超)	1・8	16,500円
④ 自家用普通貨物自動車 (2t 以下)	1・8	13,500円
⑤ 自家用小型貨物自動車	4・8	9,000円
⑥ 自家用軽貨物自動車	40・41・480・8	4,500円

※事業用自動車 (黒ナンバー、緑ナンバー) 等、上記以外の車種はご契約できません。

【特約】内 容	ナンバー	共済掛金 (年額)
車両事故共済金特約	全て	2,100円

※特約は主契約をご加入の車両に、任意でご加入いただけます。

★詳細については、商工会本所・各支所までお問い合わせください。

交通事故傷害共済に加入しませんか？



1口2,500円のご契約で

しっかり安心

交通事故も火災によるけがも

しっかり保障

組合員の年齢に関係なく

掛金は同じ

事業主や役員の皆様だけではなく、会社を支える従業員の方やそのご家族も
1口2,500円の年間共済掛金で安心保障!!

*こんな場合に、共済金をお支払いします

- 自動車にはねられ死亡した
- バイクや自転車での横転事故でケガをした (自損含む)
- 建物の火災でケガをした
- 駅のホームの階段で滑ってケガをした など

	死亡共済金	後遺障害共済金	入院共済金	手術共済金	通院共済金
1口 年額2,500円	200万円	6万円~200万円	1日につき 3,000円	約款に定めた所 定の手術の種類 に応じて入院共 済金日額の10・ 20・40倍	1日につき 1,500円
2口 年額5,000円	400万円	12万円~400万円	1日につき 6,000円		1日につき 3,000円

※入院共済金のお支払いは、事故発生日からその日を含めて180日が限度となります。

※通院共済金のお支払いは、事故発生日からその日を含めて180日間とし、通院実日数 90 日が限度となります。

その他詳細はパンフレット等によりご確認ください

★詳細については、商工会本所・各支所までお問い合わせください。



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します！！

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

編集後記

昨日米国大統領選の結果が出た模様ですね。其々の主張も然りですが、当選された方は話の
伝え方が上手かったのではとの声も聞かれます。いくら話しても聞き手に伝わらなければせ
っかくの内容も半減しますよね。商売での接客も支援員の対応も同じで、相手の立場に立っ
た対応を心掛けたいものです。併せて置かれている立場を自分なりに楽しむという事がよく
言われます。楽しむということは余裕のあることで、相手の動き、気持ちも理解できること
ではないでしょうか。季節柄、万事余裕をもってご自愛ください。本日もぼちぼちと。☺